

- (8) 所有免許状を基礎に在職年数と単位で特別支援学校教諭(同一の特別支援教育領域に限る。)の上級免許状を取得する方法(別表第7)

①特別支援学校教諭一種免許状→特別支援学校教諭専修免許状

在職年数及び単位数 基礎資格	最低在職年数 ※1	最低修得単位数 ※2
		特別支援教育に関する科目
特別支援学校教諭一種免許状を有する者	3年	15

【最低在職年数】

- ※1 特別支援学校教諭一種免許状を**取得した後**に、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担当する特別支援学校の教員として良好な成績で勤務した年数である。

注：在職年数の算定については、必ず108頁「在職年数の算定方法及び実務成績証明書について」を確認すること。

【最低修得単位数】

- ※2 特別支援学校教諭一種免許状を**取得した後**に、大学院の課程又は大学(短期大学を除く。)の専攻科の課程において修得するものとする。

②特別支援学校教諭二種免許状→特別支援学校教諭一種免許状（同一の特別支援教育領域に限る）（別表第7）

在職年数及び単位数					基礎資格	特別支援学校教諭二種免許状を有する者	
最低在職年数 ※ 1					3 年		
最低修得単位数 ※ 2	特別支援教育に関する科目	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目			0 又は 1	
		第二欄 ※ 3	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	・ 視覚 ・ 聴覚	2	1 以上（ただし、視覚障害者又は聴覚障害者の教育領域を定める場合は 2 以上）
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	・ 知的 ・ 肢体 ・ 病弱	1	
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
		第三欄 ※ 4	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	第二欄の 5 領域のうち、免許状に定めない領域 ＋ 重複・LD 等	1 以上	
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
		合計					6

【最低在職年数】

※1 特別支援学校教諭二種免許状を**取得した後に**、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担当する**特別支援学校**の教員として良好な成績で勤務した年数である。

注：在職年数の算定については、必ず108頁「**在職年数の算定方法及び実務成績証明書について**」を確認すること。

【最低修得単位数】

※2 特別支援学校教諭二種免許状を**取得した後に**、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。

※3 『第二欄の科目』は、一種免許状への上申を希望する領域（視覚・聴覚・知的・肢体・病弱）の要件を満たして修得すること。

イ 視覚又は聴覚の領域を上申しようとする場合

希望する領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）1単位及び心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）1単位を含めて2単位以上を修得しなければならない。（希望する領域が中心となる領域となっていること。）

ロ 知的、肢体又は病弱の領域を上申しようとする場合

希望する領域に関する「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」を含めて1単位以上修得しなければならない。（希望する領域は、中心となる領域となっていること。）

※4 『第三欄の単位』は、一種免許状への上申を希望しない**全ての領域と重複・LD等領域**に関する「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」を修得しなければならない。（第三欄の領域は、含む領域でも可。）